

やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務
企画提案実施要領

令和6年10月

山梨県

目次

| | | |
|-------------------|-------|---|
| 1 趣旨 | ----- | 1 |
| 2 企画提案の概要 | ----- | 1 |
| 3 企画提案参加資格 | ----- | 1 |
| 4 質問及び回答 | ----- | 2 |
| 5 企画提案参加資格の確認 | ----- | 2 |
| 6 企画提案参加資格確認結果の通知 | ----- | 3 |
| 7 企画提案書の作成及び提出 | ----- | 3 |
| 8 審査 | ----- | 3 |
| 9 契約 | ----- | 4 |
| 10 企画提案の無効 | ----- | 4 |
| 11 その他 | ----- | 4 |

(実施要領添付書類)

【別紙】 やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務 企画提案書審査基準

【様式第1号】 企画提案参加資格確認申請書

【様式第2号】 会社概要等整理表

【様式第3号】 誓約書

【様式第4号】 令和2年度以降の同種又は類似業務の実績

【様式第5号】 質問票

【様式第6号】 企画提案提出票

【様式第7号】 企画提案不参加表明書

【様式第8号】 業務実施体制証明書

【様式第9号】 企画提案評価基準記載点検表

1 趣旨

団塊の世代の全てが後期高齢者となる2025年以降、介護を必要とする人の割合は、急速に拡大することが見込まれていることに加え、少子化を背景として以前より少ない人数での介護や、場合によっては、子育てとの両立も必要となるなど、家族介護は多くの人に降りかかる深刻な問題となっている。

一方、家族介護の担い手であるケアラーの多くはリテラシー不足であり、信頼性の高い情報へのアクセス向上が課題とされている。

本調達は、ケアラーが正確な情報を容易に取得できるよう、国や県の取り組みに加え、社会保障制度の実施主体である市町村それぞれの支援制度や相談窓口などの情報を一元的に掲載し、生成AIを活用した相談機能を備えたポータルサイトを構築するものであり、これには高度・専門的な知識や経験、企画力が求められることに加え、その構築方法も事業者によってさまざまであるため、公募型プロポーザル方式にて実施し、企画提案を求めるものである。

2 企画提案の概要

(1) 業務名

やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添「やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務仕様書」による。

(3) 予算上限額

本業務に係る経費としての想定額 22,719,590円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 企画提案参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から審査結果の通知日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含

まれている者

- キ 法人税、法人事業税、消費税、都道府県税等国及び地方公共団体の税を滞納している者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
 - (4) 令和2年度以降に、国、地方公共団体（都道府県・政令指定都市）のいずれかと、同種もしくは類似した生成AIを活用した相談機能を備えたポータルサイト構築業務を受託した実績を有する者であること。

4 質問及び回答

- (1) 本企画提案実施要領、仕様書等に対して質問がある場合には、質問票（様式第5号）に日本語で記載し、電子メールにて次の宛先に送付すること。

なお、電話による質問は受け付けない。

宛先：山梨県県民生活部県民生活総務課

E-Mail：kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

件名：やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務に関する質問

- (2) 質問の受付期間は、令和6年10月22日（火）から令和6年11月6日（水）午後5時までとし、この期間を過ぎて到達した質問は受け付けない。
 - (3) 質問に対する回答は、申請書の提出のあった全ての者に対して、電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領確認メールを送信すること。
- なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和6年11月8日（金）とする。

5 企画提案参加資格の確認

- (1) 企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書には次を添付して提出すること。
 - ア 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であることを証した書類の写し
 - イ 会社概要等整理票（様式第2号）
 - ウ 誓約書（様式第3号）
 - エ 令和2年度以降の同種又は類似業務の実績（様式第4号）
 - オ 会社概要などを確認可能なパンフレット等
- (3) 申請書は、令和6年10月22日（火）から令和6年11月11日（月）までの期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、以下の場

所に提出すること。なお、申請書の提出にあたっては、事前に電話連絡すること。

提出場所

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館2階

山梨県県民生活部県民生活総務課

電話番号（直通） （055）223-1350

FAX番号 （055）223-1320

- (4) 申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

6 企画提案参加資格確認結果の通知

- (1) 企画提案参加資格確認の結果は書面にて令和6年11月14日（木）までに通知する。
- (2) 企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和6年11月20日（水）正午までに知事宛の書面（様式自由）を5（3）の場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。なお、郵送にあたっては、事前に電話連絡すること。
- 理由は令和6年12月2日（月）までに、書面にて回答する。

7 企画提案書の作成及び提出

- (1) 企画提案書は、「やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務仕様書（以下「仕様書」という）を熟読のうえ、「やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務企画提案書作成要領」に基づき、書面で作成すること。
- (2) 企画提案書はできる限り別紙「やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務 企画提案評価基準」の項目に沿って記載すること。また、工夫や利用者にとって有益であると考えられる独自提案がある場合は、わかりやすく記載すること。文章を補完するための図表を適宜用いるほか、専門用語を用いる場合には解説を加える等、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう（誤認識・誤解しないよう）配慮すること。
- (3) 提出された企画提案書は、審査で使用するために複写することがあることから、複写した場合でも文字、図形、模様等が判読可能であること、また判読しやすいよう文字の大きさであること等に留意して作成すること。
- (4) 企画提案書は、令和6年10月22日（火）から令和6年11月22日（金）までの期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（11月22日（金）においては正午まで）に、様式第6号を付し、正本1部と副本8部を5（3）の場所に持参又は郵送で提出すること。郵送で提出する場合には、必ず事前に電話連絡すること。持参又は郵送いずれの場合も、期限を過ぎて提出された書類は受け付けない。

8 審査

選定は、やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務に係る企画提案審査会によって、次のとおり審査する。

(1) 選定方法

1者あたり15分以内でプレゼンテーションを行い、その後選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

(2) 審査項目

別紙「やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務 企画提案評価基準」による。

(3) 選定方法

企画提案審査会による採点結果の合計が最も高い者を本業務の契約候補者として選定する。

※得点が同一の場合は、企画提案審査会において協議の上契約候補者を選定する。なお、審査項目ごとの採点結果の合計が最も高くても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者として選定しないことがある。

(4) 審査日時・場所

実施日：令和6年11月29日（金）〔予定〕

場 所：山梨県庁北別館4階マルチメディアルーム

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

※詳細は、企画提案参加資格確認結果通知の際に別途連絡する。

(5) 選定結果

審査結果については、全ての企画提案者へ書面により通知するものとする。

9 契約

(1) 審査の結果、評価が最も高い提案者となった優先交渉権者を委託契約候補者として詳細について協議の上、見積書徴収後、予定価格の範囲内である場合、随意契約により契約を締結する。

(2) (1)の優先交渉権者との協議が整わず契約締結が見込めないとき、又は優先交渉者が契約締結までの間に5の企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約締結に向けた協議を行う。

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

(1) 企画提案に参加する資格のない者

(2) 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

11 その他

(1) 企画提案のための費用は、提案者の負担とする。

(2) 申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、企画提案不参加表明書（様式第7号）を企画提案書の提出期限までに5（3）の場所に提出すること。なお、企画提案書の提出の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

(3) 提出された企画提案書類等は返却しない。

- (4) 提出された企画提案書の再提出、修正、追加又は撤回をすることはできない。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 企画提案実施要領、仕様書等、本県が交付する資料については、本提案以外の目的で使用してはならない。また、仕様書（別紙を含む）については、複写及び第三者への開示・提供等を行ってはならない。
- (7) 契約締結後、企画提案書に記した予定担当者等を変更する場合は、変更前の担当者と同等以上の資格、業務従事経験等を有することを証明する書類を添付して事前に本県に届け出て、本県の承認を得ること。

やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務企画提案評価基準

| 番号 | 評価対象内容 | 評価内容 | 配点 |
|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 本事業に対する基本姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業の趣旨・目的が理解されている。 | 5 |
| 2 | 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施する上で必要な業務を確実に実施するとともに、県に過度な負担がかからないよう考慮した事業実施体制が提案されている。 | 10 |
| 3 | スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> 事業期間終期までに、テスト運用を含め、確実に業務遂行が可能な具体的スケジュールが提案されている。 | 5 |
| 4 | システムの全体構成 | <ul style="list-style-type: none"> 仕様要件を満たした上で、実現可能な仕組み・機能が提案されている。 ※システム構成図、仕組み・機能等を記載すること。 | 5 |
| 5 | サイト構築 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的を理解し、利用者に寄り添ったサイトコンセプト、ページデザイン(レイアウト等)が提案されている。 支援機関職員の専用ページ等が利用しやすいものとなっている。 様々なデバイスからアクセスした際にも、ストレスなく分かりやすいサイト構成が提案されている。 | 15 |
| 6 | チャットボット構築 | <ul style="list-style-type: none"> 導入するチャットボットの機能・特性を理解し、閲覧者が容易に利用できるようなユーザビリティが提案されている。 閲覧者が素早く、正確な情報を取得できる仕組みが提案されている。 | 20 |
| 7 | 生成AIシステム構築 | <ul style="list-style-type: none"> 導入する生成AIシステムの機能・特性、導入効果を理解し、柔軟な回答を得るための仕組みやシステムの将来的な拡張性について提案されている。 生成AIの学習効果による正答率の向上をどのように検証し、県民利用の解禁に繋げていくか、具体的なプロセスが提案されている。 | 15 |
| 8 | 運用管理 | <ul style="list-style-type: none"> 職員によるシステム運用管理が容易になるための提案がなされている。 ・ポータルサイトのページ更新 ・FAQの更新 ・RAGのメンテナンス 事業者によるシステム運用保守(障害対応、セキュリティパッチの適用等)が容易に実施可能であり、システム保守費用を低減するための提案がなされている。 | 15 |
| 9 | その他(独自提案など) | <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施による効果を最大化するための独自の提案や、創意工夫がなされている。 | 5 |
| 10 | 事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 事業費総額として妥当な提案がされている。 計算式: 配点 × (1 - 見積額 / 予算上限額) ※小数点以下四捨五入 | 5 |
| 計 | | | 100 |

【様式第1号】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

企画提案参加資格確認申請書

次の提案に参加する資格について、確認されたく関係書類を添えて申請します。

- 1 公 告 日 令和6年10月21日
- 2 提案に付する事業名 やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務
- 3 添 付 書 類
 - ・物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であることを証した書類の写し
 - ・会社概要等整理表（様式第2号）
 - ・誓約書（様式第3号）
 - ・令和2年度以降の同種又は類似業務の実績（様式第4号）
 - ・会社概要などを確認可能なパンフレット等

【様式第2号】

会社概要等整理表

| | |
|-------|------------|
| 企画提案者 | 会社（団体）名 |
| | 所在地 |
| | ホームページアドレス |
| 連絡担当者 | 所属 |
| | 役職・氏名 |
| | 電話番号（内線） |
| | E-mail |

<会社（団体）の概要>

| | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------|--|
| 設立年月 | | 資本金（億円） | |
| 売上金（億円） | | 従業員数（人） | |
| 支社（支店） | | 関連会社 | |
| <p><input type="checkbox"/>法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税について滞納はありません。</p> <p>※契約の際に根拠となる資料の提示をお願いする場合があります。</p> | | | |

【様式第3号】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 _____ ⑩

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 _____

【様式第4号】

令和2年度以降の同種又は類似業務の実績

会社名

| 事業名 | 発注者 商号又は名称 住所 電話番号 窓口担当者名 | 業務の概要 | 契約金額（千円） | 履行期間 （年月日～年月日） |
|-----|---------------------------------------|-------|----------|-------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※行数等は適宜調整すること。

※県から発注者に対して実績確認を実施する。（発注者にその旨の連絡をしておくこと。）

【様式第5号】

山梨県県民生活部県民生活総務課 宛

E-Mail : kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

送付日： 令和 年 月 日

やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務
質 問 票

| | | | |
|--------------|--|--------|--|
| 会 社 名 | | | |
| 所属部署名 | | TEL | |
| 質問者氏名 | | E-Mail | |
| 質問の 対象書類等 | | 対象ページ | |
| (質問内容) | | | |
| | | | |

※質問の受付期限は、令和6年11月6日（水）午後5時までとする。

※質問内容及び回答については、電子メールで回答する。

【様式第6号】

企 画 提 案 提 出 票

令和6年10月21日付けで公告のあったやまなしケアラー支援ポータルサイト
構築業務について、別添のとおり企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者 住 所

会社名

代表者

印

電 話

E-mail

担当者名

【様式第7号】

企画提案不参加表明書

令和6年10月21日付けで公告のあったやまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務について、令和6年 月 日に提案参加資格確認申請書を提出しましたが、企画提案書の提出を辞退します。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者 住 所

会社名

代表者

印

電 話

E-mail

担当者名

【様式第8号】

やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務実施体制証明書

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務に関し、次のとおり相違ないことを証明します。

- 1 責任者との連絡体制が完備され、企画、実施、各種ドキュメント作成、その他について迅速な体制が整備されていること。

| | | |
|---------------------|----------|--------------|
| (1) 総括責任者 | 所属・役職・氏名 | 主な業務実績・保有資格等 |
| (2) ポータルサイト作成責任者 | 所属・役職・氏名 | 主な業務実績・保有資格等 |
| ポータルサイト作成担当者 | 人数 | 主な業務実績・保有資格等 |
| (3) 操作マニュアル作成責任者 | 所属・役職・氏名 | 主な業務実績・保有資格等 |
| 操作マニュアル担当者 | 人数 | 主な業務実績・保有資格等 |
| (4) 業務に関する連絡窓口の事業所名 | | |
| (5) 業務を行う事業所の住所 | | |

- 2 業務実施体制図 (別葉 (A4版) で添付すること)

やまなしケアラー支援ポータルサイト構築業務企画提案評価基準
記載点検表

| 番号 | 評価対象内容 | 評価内容 | 記載資料名・ページ | 配点 |
|----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|
| 1 | 本事業に対する基本姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業の趣旨・目的が理解されている。 | | 5 |
| 2 | 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施する上で必要な業務を確実に実施するとともに、県に過度な負担がかからないよう考慮した事業実施体制が提案されている。 | | 10 |
| 3 | スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> 事業期間終期までに、テスト運用を含め、確実に業務遂行が可能な具体的スケジュールが提案されている。 | | 5 |
| 4 | システムの全体構成 | <ul style="list-style-type: none"> 仕様要件を満たした上で、実現可能な仕組み・機能が提案されている。 ※システム構成図、仕組み・機能等を記載すること。 | | 5 |
| 5 | サイト構築 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的を理解し、利用者に寄り添ったサイトコンセプト、ページデザイン(レイアウト等)が提案されている。 | | 15 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 支援機関職員の専用ページ等が利用しやすいものとなっている。 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 様々なデバイスからアクセスした際にも、ストレスなく分かりやすいサイト構成が提案されている。 | | |
| 6 | チャットボット構築 | <ul style="list-style-type: none"> 導入するチャットボットの機能・特性を理解し、閲覧者が容易に利用できるようなユーザビリティが提案されている。 | | 20 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 閲覧者が素早く、正確な情報を取得できる仕組みが提案されている。 | | |
| 7 | 生成AIシステム構築 | <ul style="list-style-type: none"> 導入する生成AIシステムの機能・特性、導入効果を理解し、柔軟な回答を得るための仕組みやシステムの将来的な拡張性について提案されている。 | | 15 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 生成AIの学習効果による正答率の向上をどのように検証し、県民利用の解禁に繋げていくか、具体的なプロセスが提案されている。 | | |
| 8 | 運用管理 | <ul style="list-style-type: none"> 職員によるシステム運用管理が容易になるための提案がなされている。 ・ポータルサイトのページ更新 ・FAQの更新 ・RAGのメンテナンス | | 15 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 事業者によるシステム運用保守(障害対応、セキュリティパッチの適用等)が容易に実施可能であり、システム保守費用を低減するための提案がなされている。 | | |
| 9 | その他(独自提案など) | <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施による効果を最大化するための独自の提案や、創意工夫がなされている。 | | 5 |
| 10 | 事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 事業費総額として妥当な提案がされている。 ・計算式: 配点 × (1 - 見積額 / 予算上限額) ※小数点以下四捨五入 | | 5 |
| 計 | | | | 100 |